

ジャパン柔道整復師会通信

[季刊誌]

冬号 | Vol.17
2020年1月

\\ pickup! //

ジャパン柔整フォーラム
開催のご案内

特集

迫る！広告規制厳格化
ガイドラインの中身とは？

弁護士コラム

ジャパン会員総会開催のご案内

編集後記



迫る！広告規制厳格化

ガイドラインの中身とは？

昨年5月から開催されている、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会。広告の適正化を目的として構成員による議論が重なられてきましたが、昨年11月に開催された第8回の検討会で、厚生労働省からついに広告ガイドライン案が示されました。ガイドラインの中身はどのようなものなのか。今回は、その内容の一部を紹介いたします。

施術所名が〇〇整骨院、〇〇治療院では開設できなくなる？

広告規制の考え方は、**認められたもの以外は広告できない**という考え方です。柔道整復師法第24条に定められた**広告できるもの**の定義は、これまで何度か改定を行い、可能範囲を広げてはきましたが、予約について、往診可否についてなど、限定的なものばかりです。対外的に屋外に設置する看板も広告に該当しますので、そこに明記されている施術所名も規制の対象となりますが、柔道整復師法第24条には、**広告可能なものとして「ほねつぎ」又は「接骨」**

としか表記がありません。つまり、厳密には「〇〇整骨院」という施術所名は認められないということになります。

同様に、鍼灸院の施術所名として「〇〇治療院」というものがありますが、**治療**という言葉は医療法に定められた用語であって、病院又は診療所でないものは名称としてはならないという概念があり、これも認められないということになります。

この問題については、検討会で業界側と保険者側がそれぞれの主張をぶつけてきましたが、どうやら認められない方向で決着がつかさうです。ただし、これまで施術所名として認めてきた行政側の責任もあることから、現存している施術所に関しては院名の変更を求めず、今後新規開業する施術所からの適用となる見込みです。とは言え、現存の施術所でも移転などで施術所情報の変更を伴う場合は、それを期に院名の適正化を求められることとなります。

インターネット上のWEBサイトは規制の対象？

おそらくほとんどの施術所が活用しているホームページなどのWEBサイトですが、これらは広告とみなされるのでしょうか？みなされるとすれば、もちろん広告規制を守らなければいけませんので、記載できる内容はごくわずかです。

では、何が広告で何が広告ではないのか。広告となるものの定義は、次の3つの条件を満たすものです。

- ① **誘引性**：興味を誘って来院を促すこと
- ② **特定性**：施術所が特定できること
- ③ **認知性**：一般人が認知できる状態であること

施術所が作成するホームページや外部の集客サイトは、何かしらの理由で接骨院を探している人が、自分で調べてWEBページに入ってくるものです。認知性が認められないということになるため、ガイドラインでは原則として広告規制の対象としない方向で考えられています。ただし、意図的にWEBサイトに誘引するような仕組みは広告規制の対象となります。例えば、検索サイト上にスポンサーとして表示される広告や別サイトに掲示されたバナー広告等は規制の対象となるようです。

今回、厚生労働省から案として示されたガイドラインですが、決定ではないものの業界にとつて規制緩和はほとんど望めず、かなり厳しい内容になりそうです。一方で、整体院など、現状なんでもあり状態の非医療類似行為を営業とする者に対する規制も検討されており、マイナズばかりではないことも事実です。

検討会の内容は、厚生労働省HP（「柔整広告検討会」で検索）で確認することができます。業界の動向を知るためにも、一度確認してみることをお勧めします。

こんなとき、どうする！？
整骨院のための

交通事故対策コラム

渋谷アクア法律事務所
弁護士 金刺 啓太

No. 7

No. 7 自賠責保険の支払基準の改正について

自賠責保険の慰謝料等の支払基準が変更されることはご存知でしょうか。新しい支払基準は令和2年4月1日に施行され、同日以降に発生した交通事故についてはこの新しい支払基準が適用されることとなります。主な変更点としては、慰謝料が日額四千二百円から四千三百円に、休業損害が日額五千七百円から日額六千円に増額され、後遺障害についても1級から12級までの慰謝料がそれぞれ増額されます。したがって、交通事故の患者さんに慰謝料や休業損害の説明をする場合には、令和2年4月1日以降に発生した交通事故については新しい支払基準を説明する必要があります。

※本コラムは令和元年12月12日に金融庁及び国土交通省が公表した「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の一部改正案に基づき作成したものです。



ジャパン柔整フォーラム

開催のご案内

業界の変化に取り残されないために必要な現状把握～経営戦略まで、解りやすくお伝えします!



年々、全体的に保険請求額が下がり続けています。つまり保険だけでは現状維持すら難しい状況です。もう「待ったなし」で経営戦略を変えなければならぬのではないのでしょうか。古い整骨院のやり方から、痛みを取り除くだけじゃない一歩先の新しい整骨院へ。

第1セミナー

講師：木津 慎
ジャパン柔道整復師会

・ 整骨院業界の現状把握と
今後の動向 など

第2セミナー

講師：藤井 麻美 様
株式会社ビューティー企画 代表取締役

・ これからの整骨院の在り方 ・ ●●業界は整骨院に食われる？
・ 治療を売る整骨院から●●を売る整骨院へ！
・ 売上倍増の経営戦略、トーク術 など

事前に行ったセミナー参加者の声

欲求充足型、まさに!!実際にリピートに繋がっている患者層はココ。今後はここにターゲットを絞っていこうと思いました!

仙台市 O先生

控えめに言って過去最高のセミナー!

仙台市 K先生

藤井社長の仰るとおり! 40院を展開している企業なので、スタッフ全員に聞かせたかった。販売を競わせる案も面白いですね!

仙台市 K先生

今までのやり方(経営)から変わらないとダメだと解り易く教えてもらった。自費メニューなどを、どこにどうやって提案すればいいか良く解った。

岩手県盛岡市 S先生

「気付き」が非常に多かった…。4時間があっという間に過ぎた。もっともっと聞きたい。

山形県 S先生

提案方法がよく解った。あとは実践するのみ! 楽しみです!!

福島県 T先生

開催日程・開催場所

フォーラム 13:30～16:40 無 料
懇 親 会 17:00～19:00 3,000円/1名

お申込み期限: 2020年1月31日(金)



九州: 2月16日(日)

AQUA博多 D会議室
福岡県福岡市博多区中洲5丁目3-8
市営地下鉄空港線「中洲川端駅」から徒歩2分

関西: 2月23日(日)

難波御堂筋ホール 8B
大阪府大阪市中央区難波4 丁目2-1
地下鉄・なんば(難波)駅13 番出口直結

関東: 2月24日(月)※祝日

新宿NSビル 3-J
東京都新宿区新宿2-4-1
新宿駅 南口・西口から徒歩7分

2020年4月 ジャパン会員総会

開催 決定

開催日程

2020年4月19日(日)

開催場所

仙台ガーデンパレス
仙台市宮城野区榴岡四丁目1番5号

詳細が決まり次第、
随時ご案内いたします。



会員の皆さまにとって有益なコンテンツを
ご用意すべく、ただいま準備中です。
いまからスケジュール調整をお願いいたします！

ご入会ありがとうございます。

新たにジャパン柔道整復師会にご入会された皆様

中部/関西

2件

北海道/東北

2件

中国/四国/九州

2件

関東

11件



次回は4月
発行予定です。



また、本誌では広告規制について、施術所名も規制の対象になることや、ホームページなど気になる情報を掲載してあります。こちらもフォーラムで詳しく解説します！年々パワーアップしてご参加人数も更新し続けている柔整フォーラム。今回も来ないとは損ですよー！

☆
この人生100歳時代に健康意識が高まることにより、整骨院としての新たな役割とビジネスチャンスが生まれます。その中には、ジャパン柔整フォーラムにてお伝えしますので、皆さま時間を作って、是非是非ご参加ください☆

明けましておめでとうございませう！昨年は平成から令和に元号が改まったことや、消費税の増税など大きな変化があった1年だったと思われれます。会員の皆さまにおかれましては、どんな年だったでしょうか。
今年、2020年はついに、東京オリンピックが開催されます！健康意識がぐーんと高まるオリンピックイヤー。実は整骨院にとっても大きなチャンスなのです！

編集後記

編集担当 加藤